

希望を持って安心して働く社会の実現に向けて

「雇用を軸とした安心社会の実現」が求められている中で、全ての国民が希望を持って安心して働く社会を実現するため、雇用の維持、再就職支援、仕事と生活の調和の実現など、性別や世代、労働形態の違いに関わらず、全ての労働者が活き活きと働く機会が保障される活力ある社会の実現を図る。

1 緊急雇用対策の推進

3,781億円(1,108億円)

○ 雇用維持支援

3,058億円(581億円)

- 企業の休業、教育訓練、出向による雇用維持の取組を支援するため、当該取組を行う労働者の手当、賃金の4／5(大企業については2／3)の助成(解雇等を行わない場合は助成率をそれぞれ9／10、3／4に上乗せ)する。
- 残業削減雇用維持奨励金により、残業を大幅に削減し、解雇等を行わない事業主に対する助成(30万円～45万円(大企業20万円～30万円))する。

○ 医療、福祉、情報通信等の分野における能力開発の推進

455億円(335億円)

- 今後成長が見込まれる医療、福祉、情報通信等の分野における職業訓練の充実(保育士の資格取得を目的とした職業訓練の創設)を図るとともに、介護労働者に対する教育訓練の実施に係る相談・援助等のコーディネートを行う事業を拡充する。

○緊急人材育成・就職支援事業

平成21年度補正予算(7,000億円)により創設した「緊急人材育成・就職支援基金」を活用し、雇用保険を受給できない者の再就職を促進するため、職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のため、「訓練・生活支援給付」の支給(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)及び貸付け(それぞれ上限月5万円、月8万円)を実施するとともに、中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援等を実施する。

○緊急雇用創出事業

平成20年度第2次補正予算(1,500億円)及び平成21年度補正予算(3,000億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、緊急雇用創出事業を実施することにより、失業者の一時的な雇用・就業機会の創出を図る。

○ふるさと雇用再生特別交付金

平成20年度第2次補正予算(2,500億円)において都道府県に対する交付金により基金を創設し、創意工夫を凝らした事業の実施を支援することにより、地域求職者等の安定的な雇用機会の創出を図る。

2 若者・女性・高齢者・障害者等の就業実現 1, 546億円(1, 605億円)

○ 未就職卒業者早期就職プロジェクト(新規) 76億円

- 若者の応募機会の拡大に向けた企業の取組強化のため青少年指針を改正し、未就職卒業者が応募可能な求人の開拓、事業主への助成措置等を行う「未就職卒業者早期就職プロジェクト」を新たに実施する。

○ 新規学卒者、未就職卒業者等に対する就職支援 38億円(42億円)

- 新規学校卒業予定者、未就職卒業者等について、全国ネットの拠点の整備等により、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援や働くルールに関する教育を実施する。

○ 「フリーター等正規雇用化プラン」の着実な推進 389億円(456億円)

- 就職氷河期に正社員になれなかつた年長フリーター等(25歳～39歳)を重点に、必要に応じて担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援や助成制度(若年者等トライアル雇用(1人4万円、最大3ヶ月)、年長フリーター等を正規雇用する事業主への助成(中小企業1人100万円、大企業50万円))の活用等により、年長フリーター等の正規雇用化を推進する。
- 年長フリーター等向けの訓練コースの長期化など、年長フリーター等の安定雇用に向けた対策を強化する。

○ニート等の若者の職業的自立支援の強化 29億円(22億円)

- 地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充する(92か所→115か所)。
- 高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援等を実施する。

○ 女性の就業希望等の実現	154億円(141億円)
<ul style="list-style-type: none"> 育児・介護休業法の改正にあわせ、短時間勤務制度の定着を促進するための助成(主に、300人以下の事業主向け)を拡充し、事業所内保育施設を設置、運営する中小企業に対する助成率の引上げ(1／2→2／3)を引き続き実施する。 事業拠点の増設(148か所→198か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。 	
○いくつになっても働ける社会の実現	506億円(639億円)
<ul style="list-style-type: none"> 意欲と能力があれば年齢に関わりなく働く環境整備を図るため、希望者全員について65歳まで雇用が確保される制度や70歳まで働く制度の導入に取り組む事業主への助成(160万円を上限)、傘下企業の取組に対する相談援助を行う事業主団体への助成(500万円を上限)を実施する。 高齢者による地域の社会貢献活動分野における起業に対する助成制度(300万円を上限)を創設する。 	
○障害者に対する就労支援の推進	252億円(228億円)
<ul style="list-style-type: none"> ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」を推進するとともに、就業面と生活面における支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数の拡充等(265か所→300か所)により、地域の障害者の就労支援力を強化する。 カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対する奨励金(新規雇用した精神保健福祉士1人当たり年180万円等)を創設する。 発達障害者については、ハローワークにおける支援体制の整備や事業所における職場実習の実施等により雇用を促進する。 	
3 非正規労働者への総合的対策	550億円(580億円)
○パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進	15億円(16億円)
<ul style="list-style-type: none"> 労働局に配置した均衡待遇・正社員化推進プランナー(141名)による事業主への相談・援助の実施。 均衡待遇・正社員転換の推進のための雇用管理改善を行う事業主に対して助成金(40万円～60万円(大企業30万円～50万円))を支給する。 	
○有期契約労働者の雇用管理改善と正社員転換の促進等	21億円(21億円)
<ul style="list-style-type: none"> 有期契約労働者を雇用する事業主に対し、正社員転換や正社員と共に処遇制度等を導入する場合の助成(それぞれ40万円及び60万円)の対象となる企業規模を現行の中小企業から大企業まで拡充(それぞれ30万円及び50万円)する。 	

○派遣労働者の保護と雇用安定の確保

66億円(97億円)

- ・ 偽装請負、派遣契約の中途解除等の防止など法令遵守に向けた指導監督の徹底、体制の整備等を行う。
- ・ 製造業務派遣、登録型派遣、特定労働者派遣事業の在り方等について検討するとともに、優良な人材ビジネス事業者の認定制度を推進する。

○非正規労働者の総合的支援体制の整備

34億円(13億円)

- ・ 非正規労働者就労支援センター(19箇所)を見直し、職業紹介・職業相談と生活・住宅相談等を一体的に実施する非正規労働者総合支援センター(仮称)(32か所)を設置する等、非正規労働者の総合的な就労・生活支援体制を整備する。

4 「働き方改革プラン(仮称)」の推進等

33億円(31億円)

○「働き方改革プラン(仮称)」の推進

30億円(29億円)

- ・ 働き方の見直し等により、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等を図る観点から、社会的気運の醸成や基盤整備の推進とともに、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進める企業等に対する支援(労働時間等設定改善推進助成金(団体助成:上限額800万円、企業助成:上限額120万円の支給)等)の充実を図る。
- ・ 求人企業や雇用調整助成金利用企業を中心に、景気回復期における長時間残業の抑制や、安定雇用の増加に係る助成金等の支援策の活用などについて働きかけを実施する。

○改正労働基準法の施行等による長時間労働の抑制

3.1億円(2.4億円)

- ・ 改正労働基準法が平成22年4月から施行されることを踏まえ、その履行確保を図るため、事業場に対する36協定の適正化指導等を実施し、長時間にわたる時間外労働の抑制を図る。